

総務教育常任委員会資料

(平成23年12月14日)

【 件 名 】

- 1 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について（教育環境課）…………… 1
- 2 鳥取県人権教育基本方針第1次改訂（案）に対するパブリックコメント実施
結果について（人権教育課）…………… 2

教 育 委 員 会

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

【変更分】		教育環境課				
工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	摘 要
県立八頭高等学校管理教室棟耐震改修工事（建築）	八頭郡八頭町 久能寺	株式会社懸樋工務店	契約金額 214,515,000円を 224,138,250円 (9,623,250円 増額)に改める。	平成23年 4月20日～ 平成23年12月27日 (変更前：平成23年 12月10日まで)	平成23年12月7日 (第1回変更)	(変更理由) 屋上防水改修等の追加を行 ったため。
県立米子南高等学校教室棟耐震改修工事（建築）	米子市長砂町	県立米子南高等学校教室棟耐震改修工事（建築）大松建設・岩崎組特定建設工事共同企業体	契約金額 289,695,000円を 293,032,950円 (3,337,950円 増額)に改める。	平成23年 6月11日～ 平成23年11月30日 (変更なし)	平成23年11月28日 (第1回変更)	(変更理由) 側溝設置等の追加を行っ たため。
県立境高等学校教室棟耐震改修工事（建築・電気設備）	境港市上道町	有限会社松本組	契約金額 183,750,000円を 190,688,400円 (6,938,400円 増額)に改める。	平成23年 6月20日～ 平成23年11月30日 (変更なし)	平成23年11月21日 (第1回変更)	(変更理由) 廊下の補修等の追加を行 ったため。
県立日野高等学校教室棟耐震改修工事（建築）	日野郡日野町 根雨	美保テクノス株式会社	契約金額 198,450,000円を 209,967,450円 (11,517,450円 増額)に改める。	平成23年 6月11日～ 平成23年11月30日 (変更なし)	平成23年11月29日 (第1回変更)	(変更理由) 天井既存梁の補修等の追 加を行ったため。

鳥取県人権教育基本方針第1次改訂(案)に対するパブリックコメント実施結果について

平成23年12月14日

人権教育課

鳥取県人権教育基本方針第1次改訂(案)について実施したパブリックコメントの概要は、以下のとおりでした。

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 応募期間

平成23年9月15日(木)～10月14日(金)

(2) 周知・募集方法

周知方法：報道関係機関への資料提供、チラシ、ホームページ、新聞広告

募集方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、県民課・県民局設置の意見募集箱へ投函

(3) 応募意見数 *()は応募者数

郵送	ファクシミリ	電子メール	県民課・局へ	その他の方法	計
0 (0)	40 (4)	66 (39)	1 (1)	53 (5)	160 (49)

2 主な意見と対応方針の概要

項目	意見の概要	左の意見への対応方針
全体	「教育基本法」第1条が「教育の目的」として掲げているところの「人格の完成」と、本方針との関係を明確にするべき。	「教育基本法」第1条を踏まえた上で、第2章3「鳥取県の人権教育がめざすもの」の中で次の基本理念を示すことにしています。 ・本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る ・人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する ・多様な人々と豊かにつながり、共に生きる
	人権教育の目的を明示すべき。	「国際社会で培われてきた人権教育の原則について」の中で、人権教育・啓発推進法に定める人権教育の定義（人権尊重の精神の涵養を目的とする教育）に係る記述を追加します。【意見を反映】
	人権はお互いに尊重し合ってこそそのもの。一方的に誰かを優遇したり、謝り続けるものではないということを教えるべき。	人権教育・啓発推進法の理念を踏まえ、人権教育の目標として「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながる資質・能力を育てること」と明示することにしています。
同和教育で培われてきた原則について	根本的な課題として、以下の点が抜けているのではないかと。①差別は差別するものがあるからこそ存在するという差別のとらえ、②差別をなくすることは人権問題でもあることの気付き、③取組の基本に被差別当事者性を欠いてはならないこと。	いずれも重要な観点だと考えており、③については、例えば第1章第2節で「一人ひとりのエンパワーメントを重視する人権教育は、人権を侵害される関係に置かれている当事者を『保護し、守り、世話をし、あげる』ことよりも、当事者の発信する声に耳を傾け、共に課題を明らかにし、共に課題の解決を志向することを重視する教育です。」と示すことにしています。

男女共同参画	同和地区出身の女性、在日外国人の女性などマイノリティ女性の置かれている実態を明らかにし、審議会等への参画を確保することによってエンパワーメントを図っていくことの重要性を追加すべき。	国の男女共同参画基本計画の中で示されている「障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があり、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備を進める必要がある」との内容を追加します。【意見を反映】
障がいのある人の人権	障害者権利条約に盛り込まれている「合理的配慮」の義務、「インクルーシブ教育」の重要性に言及してほしい。これは、障がいのある人に対する差別をなくし、人権を守っていく上で決定的に重要なことであると思います。	「障害者基本法」の改正を踏まえ、障がいを理由とする差別・権利侵害の禁止、社会的障壁の除去に向けた合理的な配慮の義務化等が法に規定されたことを追加します。【意見を反映】 「インクルーシブ教育」については、内閣府に置かれた「障がい者制度改革推進本部」で話し合いが持たれている段階です。
外国人の人権	植民地支配ありきの記述になっているが、歴史認識としてどうなのか。 (「鳥取県人権施策基本方針-第2次改訂-」を踏まえ、県内在住の韓国・朝鮮籍の人の多くが、「過去の我が国による植民地支配等、様々な歴史的経緯によって我が国に定住するようになった」と記述していることに対するご意見)	歴史学習においては、歴史的思考力(諸事象を実証的な考察によって捉えようとする～「高等学校学習指導要領 地理歴史編」～)の育成につながるよう学習を展開することが大切だと考えています。 また、「植民地支配」という表現については、「中学校学習指導要領解説 社会編」が「韓国の植民地化などを扱う」等と示しているのを踏まえ、使用しているものです。
性的マイノリティの人権	性的マイノリティを公平に見られる専門家・指導者は数少ないと思われる。本当の意味でマイノリティの人権を保護する様に教育をしてもらいたい。	性的マイノリティをめぐる現状を踏まえ、特に学校教育においては、①児童生徒や保護者の不安や悩みをしっかりと受け止めながらきめ細やかに対応すること、②学級担任・管理職・養護教諭・スクールカウンセラー等がそれぞれの立場から協力して対応すること、③必要に応じて関係医療機関等と連携することが重要である、と示すことにしています。
非正規雇用等による生活困難者の人権	非正規労働者や生活困難者に対する差別、偏見があることに言及する必要がある。学校教育・社会教育ともに、こうした差別や偏見を払拭するために取り組む必要性がある。	生活困難に直面している人の現状を踏まえ、「様々なある偏見や差別が、非正規雇用等による生活困難者の人権に関する問題にどのように影響しているかふりかえりながら、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大切です。」との内容を追加します。【意見を反映】
インターネットにおける人権	インターネットの危険な側面だけでなく、優れたコミュニケーションの場という面も教えるべき。	御指摘の点も含め、「情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成することが重要です。」と示すことにしています。

人権教育基本方針第1次改訂(案) 構成図

第1章 人権教育をめぐる動き

【同和教育で培われてきた原則】

- 同和教育が築いてきたもの
- 差別の現実から深く学ぶ

【国際社会で培われてきた原則】

- 人権はすべての人が持つ具体的な権利
- 自分の権利に気づく、正しく理解すること
- 具体的な問題を基礎にすえること
- 行動(解決)を志向すること
- エンパワーメント、「参加型」学習の重視 等



【人権救済と人権教育のかかわり】

- 人権尊重の社会づくり相談ネットワークとの連携

第2章 鳥取県がめざす人権教育

○豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成

人権教育の推進

第3章 人権教育の推進者の育成

- あらゆる場を通じた人権教育の推進
- 推進者の育成(学校、家庭、地域、職場)

第4章 人権教育における評価

- 人権教育における評価の在り方(推進体制、実践内容等)

様々な人権問題への取組

第5章 各人権問題に関わる教育の推進指針

<p>第1節 同和教育</p>	<p>第8節 ⑧ 刑を終えて出所した人の人権に関する教育</p>
<p>第2節 男女共同参画に関する教育</p>	<p>第9節 ⑨ 犯罪被害者等の人権に関する教育</p>
<p>第3節 障がいのある人の人権に関する教育</p>	<p>第10節 ⑩ 性的マイノリティの人権に関する教育</p>
<p>第4節 子どもの人権に関する教育</p>	<p>第11節 ⑪ 非正規雇用等による生活困難者の人権に関する教育</p>
<p>第5節 高齢者の人権に関する教育</p>	<p>第12節 フライバシーの権利に関する教育</p>
<p>第6節 外国人の人権に関する教育</p>	<p>第13節 ⑬ インターネットにおける人権に関する教育</p>
<p>第7節 病気にかかわる人の人権に関する教育</p>	